



行政手続における脱ハンコ化

(樋口)

■ 行政手続きの脱ハンコ化の流れ ■

菅内閣はデジタル庁の新設等、「行政のデジタル化」を主要政策として推し進めてきましたが、その一環として 2020 年 11 月 13 日、河野行政改革担当大臣は行政手続きにおける認印の全廃を発表しました。これにより、これまで押印が必要とされてきた約 15,000 件の行政手続のうち、不動産登記や法人登記など実印が必要な 83 件の手続を除く、ほぼすべての手続で押印が不要になりました。なんと今までハンコが必要だった行政手続の 99 パーセントについて押印が廃止されたことになります。この流れを受けて内閣府は「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を公表。地方行政においても脱ハンコが推し進められることとなりました。

このような行政手続における脱ハンコ化の流れには、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、テレワーク推進が急がれる中、テレワークの阻害となる押印主義の見直しが迫られたことも後押しとなったようです。婚姻届や確定申告など、私達の生活に身近な手続の多くが押印不要になりました。以下は押印が廃止される手続、存続する手続のうち代表的なものです。

廃止になるもの

- ・婚姻届、離婚届
- ・出生届、死亡届
- ・転入・転出届
- ・確定申告
- ・自動車の継続検査（車検）…等

存続するもの

- ・登記手続
- ・自動車登録
- ・相続税の申告…等（実印が必要な手続）

実印とは・・・印鑑登録をしたハンコ

認印とは・・・印鑑登録をしていないハンコ（いわゆる三文判）

なお、政府は今後行政手続のデジタル化を推し進め、役所に直接行かなくてもオンラインのみで手続が完了する仕組み作りを推し進めていく方針を示しています。

■ 建設業における脱ハンコの動き ■

～建設業許可でも押印書面が変わりました～

上記の行政手続における押印廃止の流れを受けて、「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により建設業法施行規則の一部が改正されました（施行：令和 3 年 1 月 1 日）。

令和 3 年 1 月 1 日以降は建設業の各種申請、届出において申請書類、届出書類への押印は原則として不要になりました。認印の他、会社実印、個人実印についても押印は不要です。

なお、弊事務所にご依頼頂く場合等、行政書士による代理申請の委任状にはこれまで通り押印が必要となります。また、委任状以外にも一部の書類に押印が必要になることがあります。

押印を求められる書類が少なくなったことのメリットとしては、ハンコを押す作業が減った分お客様の作業の量が減ったことだと思います。



例えば、今まで

では新規申請や更新申請の際、役員の全員について書類にそれぞれ認印を押印して頂く必要がありました。これからは各役員が押印する必要がなくなったため、押印のために各所を巡るといった手間からは解放されることとなります。特に役員の方が多い会社の場合、かなりの手間が省けるのではないかでしょうか。

また、建設業の更新や変更等のご依頼を頂いた場合、今まで手続に必要な資料をご準備頂いた後に、必要書類を作成し押印頂いていました。しかし、今年の 1 月以降は資料の確認をする前でも捺印書類を作成することができるようになつたため、今まで①手続に必要な書類のご送付、②書類への押印、最低でも 2 往復していた書類のやり取りが最少 1 回で済むようになりました。

Contents

- 行政手続における脱ハンコ化
- 2021 年 4 月新年度の主な制度変更の紹介
- 新しい施工管理技術検定制度について
- エイプリルフール
- 医療費控除はしましたか？
- お取り寄せできるおススメスイーツ
- 新スタッフ紹介
- 編集後記

2021年4月新年度の主な制度変更の紹介

(豊川)

4月は新年度の始まりです。新年度は法律の改正等により暮らしに関わる制度など、いろいろと変化があります。何がどう変わるのか、皆様にも密接にかかわるようなものをお紹介します。

① パートタイム・有期雇用労働法



法律自体は大企業を対象に昨年の2020年4月に施行されていましたが、この4月からは中小企業も対象になります。

どういった法律なのかといいますと、正社員と非正規社員との間における「不合理な差別」を禁止するという趣旨の法律で、具体的な内容については「同一労働同一賃金」にしなければいけない法律です。

ポイントとしては、ここにいう「同一労働同一賃金」には純粋に給料だけでなく、福利厚生や、各種手当、教育訓練の機会・内容においても「不合理」な違いを設けることを禁止しています。

この法によって期待されることは非正規社員全体のモチベーション増加による生産性の向上や、実際の給与ベースアップなどの非正規社員の暮らしの安定につながる点にあるといわれますが、当然、事業者側としては人件費の総額は増加傾向になりますし、正社員と非正規の間の格差は正のため、正社員側の給与や待遇を非正規社員へ合わせるよう動く企業もあり、正社員のモチベーションの低下につながる点も危惧されています。

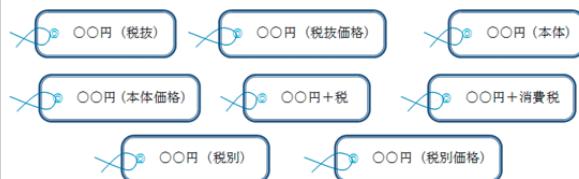
② 消費税込みの総額表示義務

基本的にすべての商品やサービスについて、消費税込みの総額を明示しなければならなくなります。例としては下記のようなものになります。

- 11,000円
- 11,000円(税込)
- 11,000円(税抜価格10,000円)
- 11,000円(うち消費税額等1,000円)
- 11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

すなわち、今まで目にした下記のような表示は禁止となっています。

例えば、個々の商品の値札に税抜価格のみ記載して、その価格が税抜価格であることが明確に分かるよう(税込価格と誤認されないよう)に、次のような表示を行なう。



細かな税計算を苦手とし、スーパーや飲食店であれやこれやと細かなものを手にしては買ってしまい、レジにて会計時、「え…こんなにかかるてしまうものの…?」と落胆してしまう私にとっては、無駄買い防止や、家計の節約につながるような重大な暮らしの変化となるのでうれしい限りです!



※もっとも、ここで対象となる総額表示の義務付けは、飲食店やスーパーの値札やHPでのサービス価格の表示など不特定かつ多数の者に対し、あらかじめ価格を表示する場合を対象としていますので、個別具体的な見積書、契約書、請求書等は総額表示義務の対象にはなりません。また、口頭による価格の提示も総額表示義務の対象にはなりません。

年度の始まりはこのような法改正や暮らしにいろいろ変化が生じます。

住みやすく、より良い生活になるような変化が起こるといいですね。

新しい施工管理技術検定制度について

(豊川)

建設業界において大事な資格である「施工管理技士」。令和3年度より検定制度が大きく変わります。今回はその改定ポイントをご紹介したいと思います。

改定ポイント① 「技士補」制度の誕生

現行制度では、まず「学科試験」を受験し合格すると「実地試験」を受験することができ、「実地試験」に合格して初めて「施工管理技士」となれましたが新制度においては「第一次検定」と「第二次検定」と名称が変わり、「第一次検定」合格だけでも技士補としての資格を得ることができます。

☆「技士補」のメリット☆

一級技士補については、監理技術者補佐として現場に専任で置いた場合は、これまで兼務不可であった元請の監理技術者の複数現場兼任が可能となります。



改定ポイント② 一次検定の合格は無期限有効

現行試験では学科試験を合格し、実地試験の結果が不合格だった場合、その学科試験が免除されるのは翌年まででしたが、新制度においては、一次検定を合格した者には、一次検定が無期限で免除され、毎年二次検定からの受験が可能となります。

改定ポイント③ 1級受検資格の見直し

2級の第二次検定に合格した者は、1級の受検に必要な実務経験を満たす前でも、1級の第一次検定を受験することが可能となります。

※1級の第二次検定は、1級の受検に必要な実務経験を得る必要があります。

この新制度が、今後の建設業法上の要件や申請・届出等にどのように反映や導入していくか、弊事務所としても常に追っていきたいと思います。

エイプリルフール

(樋口)

今年も春がやってきました。4月といえば4月1日のエイプリルフール！というわけで今回はエイプリルフールについて皆様にもっと深く知って頂くべく、ご紹介したいと思います。

エイプリルフールとは「4月1日には嘘をついても良い」という風習のことですが、その起源は不明とされています。フランスを起源とする説からインドを起源とする説まで、諸説あるようです。嘘を楽しむイベントだけあってその発祥までがなんだか謎めいています…。日本では、大正時代に欧米から伝わり直訳の「四月馬鹿」として広まったそうです。広く世界中に広まっているイベントですが、イスラム教の聖典であるコーランに、「他人に嘘をついてはいけない」という一文があるため、イスラム圏の国にはエイプリルフールの文化はありません。ちなみに、英語で「April fool」という場合はだまされた人のことを指し、エイプリルフール自体の英語表記は「April fool's day」となります。

エイプリルフールの基本的なルールとして、「人を傷つけるような嘘をついてはいけない」、「嘘をつき返してはいけない」ということが挙げられます。さらに、「嘘をついても良いのは午前中まで、午後にネタばらしをする」というルールも近年広まりつつあるそうです。

さて、エイプリルフールといえば毎年各企業等が面白い嘘を発表して楽しませてくれるわけですが、中でも私の印象深かったのがイギリスの国営放送 BBC が 2008 年に放送した「南極で空を飛ぶペンギンが発見された」というニュースです。(YouTube で「エイプリルフール ペンギンが空を飛ぶ」で検索して頂けると、動画を見るることができます。なんとメイキング映像も公開されています。) 映像のクオリティが本当にすごくて、BBC の本気度を感じられます。BBC のエイプリルフールの嘘報道には長い歴史があり、約 50 年前の 1957 年には「スパゲッティが木から採れる」というニュースを放送し、世界中で話題になったそうです。



いかがでしたでしょうか？エイプリルフールは罪のない嘘や冗談でみんなを笑わせ、楽しませる日です。今年のエイプリルフールも色々な楽しい嘘が世間を明るくしてくれることでしょう。皆様、楽しいエイプリルフールをお過ごし下さい。

医療費控除はしましたか？

(豊川)



確定申告や税金に関する言葉でよく耳にするものとして「控除」という言葉があると思います。

ご存知の方も多々いらっしゃると思いますが、簡単に言えば翌年の住民税等を少しでも安くするために課税の対象となる所得額から一定の金額を差し引くことが「控除」に当たります。

個人事業主の方は毎年必ず、確定申告はされていると思いますが、会社を経営していても、あるいは従業員として勤務していても、会社の確定申告や年末調整とは別に個人で確定申告することができます。

そして、この「控除」にはいくつか種類がありますが、個人する場合特に挙がる種類の控除がタイトルにあります「医療費控除」になります。

「医療費控除」するには個人で確定申告をしないといけません。

私は令和 2 年においては家族の出産等もあったため、医療費が多額になっ

たので人生で初めて確定申告をしました。

すばり、「医療費控除額」は 217,300 円でした！

そもそも、医療費については自己の分だけでなく、自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費もカウントされます。(控除上限は 200 万円です。)

そして、ここにいう医療費控除の対象となるものは実際に病院に支払った金額だけでなく、薬局やドラッグストアで購入した治療のための医薬品等も含まれます。

ポイントは、領収書を必ず取っておくことです。病院の領収書だけでなく前述した薬局やドラッグストアで購入した治療のための医薬品のレシートも含みます。

申告の際には、領収書自体の提示や提出は基本的には不要ですが、後々に国税庁から提示を求められる可能性があります。

皆さんも、ご家族の分も含めた医療費がかさんできたな…と思いましたら医療費控除してみてはいかがでしょうか？さっそく令和 3 年の医療費領収書やレシートはきっちり保管することをお勧め致します！

なお、個人的には今年は「医療費控除」だけでなく、ふるさと納税の「寄附金控除」にもチャレンジしたいと思います。



お取り寄せできるおススメスイーツ ~カタヌキヤ「Cat Out!confectionery」~

(樋口)

今回は最近食べてみて、ちょっと感動したすごく可愛くて美味しいバームクーヘンをご紹介したいと思います。

カタヌキヤ「Cat Out!confectionery」(税込み 540 円~)

カタヌキヤは型抜きバームクーヘンの専門店です。型抜きバームクーヘンって何だ?と疑問に思われると思いますが、平焼き(切り株状に年輪が入っている丸い形のものではなく、四角く平らに層になっているタイプ)可愛いイラスト入りのバームクーヘンに切込みが入っていて、それを型抜きしながら食べる、というものです。今回紹介する「Cat Out!confectionery」はバームクーヘンの表面のフォンダンという甘くて白い部分に猫のイラストがプリントされている非常に可愛いデザインの商品になっております。

正直、この商品をたまたま見かけて試しに買ってみた時は、「可愛いけど、見かけだけで味は大したことないんだろうな~」と思っていたのですが(でも可愛いのでつい買ってしまった…)、食べてみたら意外や意外!美味しい!可愛いのに美味しい!すごい!と感動してしまいました。型抜きしながら食べるのも何だかワクワク感があって楽しかったです。色々な味のものがあるのですが、それぞれにデザインも違っていて、色んな

可愛い猫ちゃんがそれぞれに大変可愛いです。中でも私のお勧めは塩キャラメル味です。キャラメルの甘さとほろ苦さの中に塩味がいいアクセントになって味を引き締めていて大変美味しいかったです。しっとり系のバームクーヘンなので口の中の水分が全部持っていくれる、というような搭配とも無縁です。すごくしっとりしています。すごく可愛い、しかも美味しいので皆様には是非お勧めさせて下さい。ちょっとした手土産やお持たせのスイーツとしてもおススメです。カタヌキヤは通販もしているので、お取り寄せが可能です。他にもパンダのバームクーヘンやサンリオやリラックマとのコラボ商品なども取り扱っています。もし興味を持っていたら「カタヌキヤ」で検索してみて下さい。



新スタッフ紹介



はじめまして。上田尚子と申します。

高校卒業後、法律とは全く無縁の販売職をしていましたが、ふとしたきっかけで知った、行政書士の仕事に興味を持ち資格を取得しました。

資格取得後、別の行政書士事務所に3年間勤務していましたが、ステップアップを目指し、経験豊富な先生方のいるハイク行政書士法人で

昨年12月から働いています。

お客様にとって、身近で頼りがいのある行政書士を目指して頑張ります!

どうぞよろしくお願ひいたします。

東京都出身、趣味は食べること寝ること、猫動画を見ることです。(2月22日は猫の日ですが、行政書士記念日もあります。)

編集後記

暖かくなって桜も咲いて、明るい気分になりますね。

季節の変わり目ですので、気温の変化や体調の変化に気をつけつつ、春を楽しみましょう。

コロナの緊急事態宣言が解除されました。ワクチン接種が進んだとしても、コロナウイルスはすぐには撲滅されるということはないと私は考えています。インフルエンザなどと同じで、今後も定期的に流行するかもしれないし、長く付き合わなければならぬものと考えたほうが良さそうです。今まで通りの対策をしつつ、社会全体が上手にウイルスに対処できるようになれば、明るい道筋も見えてくるのかなと思います。
(熊谷)

ハイク行政書士法人

建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
外国人の在留資格(ビザ)の取得・更新・
変更手続き

会社・一般社団法人の設立手続き
NPO法人の設立手続き

発行：ハイク行政書士法人
東京都渋谷区代々木2-5-1
羽田ビル705
電話：0120-189-819
営業時間：平日 10時～19時